

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第482号）

### 第1 審査会の結論

- 1 広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立てに係る行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、「自動車通勤者調査票（車両変更等）」の「所属」の項目に記載された情報並びに平成20年10月1日付け「職員駐車場利用承認申請書」で「利用期間」が平成20年10月1日から同年11月30日までの職員に係る「自家用車使用による通勤距離（片道）」及び「自家用車使用による通勤時間（片道）」の項目に記載された情報を開示すべきである。
- 2 実施機関が、本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成21年1月5日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年11月1日から平成20年12月31日までの間に作成又は取得された文書のうち、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下単に「竹原支局」という。）の庁舎敷地内の駐車区画に駐車することを許可権者が許可しているか否かにかかわらず、自家用車（公共交通機関を除く通勤手段としての自動車とし、いわゆる自家用のみに限定しない。）による通勤方法を届け出ている竹原支局の職員の全てについて、通勤届及び自動車登録番号などを確認している文書の開示請求（以下「本件請求1」という。）を行うとともに、所定の駐車料金を当該職員から徴収している場合は、その実績が確認できる文書、駐車料金を徴収していない場合は、その理由や根拠が記載されている文書の開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1に対し、自動車通勤者調査票及び職員駐車場利用承認申請書を特定し、条例第10条第2号に該当する情報が記載されていることを理由として行政文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行うとともに、本件請求2に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ平成21年1月19日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年3月22日付けで、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

- (1) 自動車通勤者調査票の「所属・メーカー名・車名・登録番号・寸法」、職員駐車場利用承認申請書の「所属・使用する自動車の種類・車両登録番号」及び平成 20 年 10 月 1 日付け職員駐車場利用承認申請書で利用期間が平成 20 年 11 月 30 日までの職員（以下「本件職員」という。）に係る「自家用車使用による通勤距離」及び「自家用車使用による通勤時間」の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (2) 本件請求 2 の対象となる文書を速やかに開示するよう要求する。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分 1 は、本来は開示すべき自動車通勤者調査票の「所属・メーカー名・車名・登録番号・寸法」及び職員駐車場利用承認申請書の「所属・使用する自動車の種類・車両登録番号」を一方的に不開示としたもので、条例などの規定を遵守せずに実施機関が裁量権を濫用したことは明白である。

なお、本件職員に係る職員駐車場利用承認申請書については、「自家用車使用による通勤距離・同通勤時間」までもが不開示とされた。

おって、所定の駐車料金を職員から徴収している場合は、その実績が確認できる文書、駐車料金を徴収していない場合は、その理由や根拠が記載されている文書を開示請求の対象としたが、作成又は取得していないという理由で不存在という本件処分 2 が強行された。

しかし、本件処分 2 は、社会通念上は理解しがたい結果であることから、自家用車通勤を承認している職員に対する経済的利益の供与（職員用駐車場の無償使用）を黙認している根拠を明記した文書などを速やかに開示するよう要求する。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分 1 及び本件処分 2 を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求 1 の対象となる文書として特定した「自動車通勤者調査票」のうち、氏名、登録番号、車名・車種及び車の大きさ並びに「職員駐車場利用承認申請書」のうち、所属、職名、氏名、印影（訂正印も含む。）、使用する自動車（車種・車名・登録番号）、「自動車によらない場合の通勤方法」欄に記載のバス停や駅名の一部、通勤経路図は、特定の個人に関する（識別若しくは識別され得る）情報であって、公表情報や公務員の職務執行の内容に関する情報には当たらないため、条例第 10 条第 2 号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

また、当実施機関において、駐車料金を徴収している事実はなく、駐車料金を徴収していないことについてその理由や根拠が記載されている文書を作成することはなく、又取得もしていないため、不存在を理由とする本件処分 2 を行った。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件処分 1 の妥当性について

(1) 対象文書について

当審査会において、本件請求1に係る対象文書である自動車通勤者調査票及び職員駐車場利用承認申請書を見分したところ、次の項目に係る情報が表形式で記載されていた。

ア 平成19年度自動車通勤者調査票

項目1	項目2
氏名	—
いつも利用する車両	メーカー名、車名及び登録番号・寸法
時々利用する車両	メーカー名、車名及び登録番号・寸法

このうち、本件処分1において実施機関が、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、氏名及び項目2に記載された情報である。

イ 自動車通勤者調査票（車両変更等）

項目1	項目2
所属	—
氏名	—
変更前の車両	メーカー名、車名及び登録番号・寸法
変更後の車両	メーカー名、車名及び登録番号・寸法
変更年月日	—
変更理由	—

このうち、本件処分1において実施機関が、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、所属、氏名及び項目2に記載された情報である。

ウ 職員駐車場利用承認申請書

項目1	所属<東広島地域事務所建設局竹原支局と記載済>
項目2	所属<課名及び係名を記載>
項目3	職名
項目4	氏名
項目5	住所
項目6	自家用車使用による通勤距離（平成20年度にあつては「自家用車使用による通勤距離（片道）」）
項目7	自家用車使用による通勤時間（平成20年度にあつては「自家用車使用による通勤時間（片道）」）
項目8	使用する自動車の種類<軽・普通のいずれかを選択>（平成20年度にあつては、「いつも使用する自動車」及び「時々使用する自動車」の別に、メーカー名及び車名も記載）
項目9	車両登録番号（平成20年度にあつては、「いつも使用する自動車」及び「時々使用する自動車」の別に記載）
項目10	自動車によらない場合の通勤方法
項目11	利用期間

項目 12	自家用車通勤を必要とする事情
項目 13	備考

このうち、本件処分1において実施機関が、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、項目2、項目3、項目4、項目5、項目8及び項目9に記載された情報並びに項目10、項目11及び項目12に記載された情報の一部であり、本件職員に係るものについては、項目6及び項目7に記載された情報も不開示としていた。

また、上記ア及びイの「登録番号」の項目並びに上記ウの項目9には、自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の情報が記載されていた。

異議申立人の上記第3の1の主張は、上記アの項目2に記載された情報、上記イの所属及び項目2に記載された情報並びに上記ウの項目2、項目8及び項目9（本件職員に係るものについては、これらに加えて項目6及び項目7）に記載された情報を開示するよう求めるものと解されることから、以下、これらの情報の条例第10条第2号の不開示情報該当性を検討する。

## (2) 不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 条例第10条第2号本文該当性について

### (ア) 自動車登録番号標等の情報

自動車登録番号標の情報は、本件請求が、特定年度に竹原支局の職員の通勤手段として届けられている文書を対象としたものであることを前提とすると、出入りが自由にできる駐車場に実際に出向いて、自動車登録番号標等を確認することによって、運転者である実施機関の職員個人が特定される可能性がある。

そうすると、自動車登録番号標等の情報を公にすると、当該職員個人が、自動車により通勤しているという事実が明らかになる。

### (イ) メーカー名、車名、寸法及び軽・普通の別の情報

当審査会においてこれらの不開示情報を見分したところ、同じ情報を持つ自動車が複数台あった。しかし、これらの不開示情報は、通勤で使用している自動車を特定する上で手掛かりとなり得るものであること、情報として全体で1種類しかない自動車もあることから、上記（ア）と同様に、公にすると、実施

機関の職員個人が特定される可能性がある。

(ウ) 所属

a 上記(1)イに記載されているもの

所属の項目には課名が記載されており、これを公にすると、当該所属ごとに車両変更等を行った台数が、変更日及び変更理由とともに判明することとなるが、実施機関によれば、竹原支局の職員の駐車場所が所属ごとに指定されてはいなかったということであるから、特定の個人が識別され得るとまでは認められない。

b 上記(1)ウに記載されているもの

項目2は、課名及び係名を記載することとなっているが、記載された情報を公にすると、他に開示されている情報との組合せにより、特定の職員個人が識別され得ると認められる。

(エ) 本件職員に係る上記(2)ウの項目6及び項目7

当審査会において不開示部分を見分したところ、記載内容から特定の個人が識別され得るとまでは認められない。

以上のことから、上記(ウ) a 及び(エ)に係る情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

イ 条例第10条第2号ただし書該当性について

実施機関の職員の通勤方法に関する情報は、公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえ、条例第10条第2号ただし書イに該当するとは認められない。また、条例第10条第2号ただし書ロに該当するような特段の事情は認められない。

さらに、実施機関の職員は公務員等であるが、各職員の通勤方法に関する情報は公務員等の職務遂行の内容とはいえないから、条例第10条第2号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、上記アの(ア)、(イ)及び(ウ) bに係る情報は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、実施機関がこれを不開示として本件処分を行ったことは妥当である。

## 2 本件処分2の妥当性について

(1) 所定の駐車料金の徴収の有無について

当審査会は、別の異議申立事案に係る平成29年12月8日付け答申(諮問(情)第242号)において、当該答申に係る行政文書開示請求時(平成19年1月8日)以降、実施機関においては、実施機関の庁舎における職員駐車場の使用料の徴収はないものと判断しているところであり、本件請求2が行われた時点の竹原支局庁舎においても、職員用の駐車区画の使用に起因した使用料の徴収はなかったものと認められる。

(2) 対象文書の有無について

上記(1)の答申において、当審査会は、社会通念上相当な額の職員駐車場の使用料を徴収しないとした具体的な根拠が記述されている文書について、職員の勤務

条件を最低限確保する観点から職員駐車場を利用させているものであり、使用料を徴収すること又は徴収しないことを検討したこともなく、その内容を記述した文書を作成する必要もないことから、そのような文書は存在しないとの実施機関による説明を妥当と判断しているところである。

よって、本件請求2が行われた時点の竹原支局庁舎に関し、駐車料金を徴収しない理由や根拠が記載されている文書を、作成も取得もしていないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

したがって、本件請求2に係る対象文書を作成又は取得していないとして不存在を理由に実施機関が本件処分2を行ったことは、妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 4 月 9 日	・ 諮問を受けた。
令和 2 年 4 月 22 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 5 月 21 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 6 月 12 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 11 月 27 日 (令和 2 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授